

**環境アセスメント学会
若手研究会主催座談会(第2回)
話題提供**

**～環境影響評価法の改正に向けて、
コンサルタントの目線から～**

2022年12月14日

**日本工営株式会社 地球環境事業部 副事業部長
環境部 部長(兼務) 佐藤律子**

3. 環境影響評価法の改正に向けて

- これまでのアセス法の変遷
- これまでのアセスに感じること
 - ✓ 配慮書制度の導入
 - ✓ 審査傾向
 - ✓ 脱炭素への取り組み
- アセス法改正に向けて
 - ✓ 外部環境の変化
 - ✓ 第五次環境基本計画見直しでの議論
 - ✓ アセス法改正に向けての期待

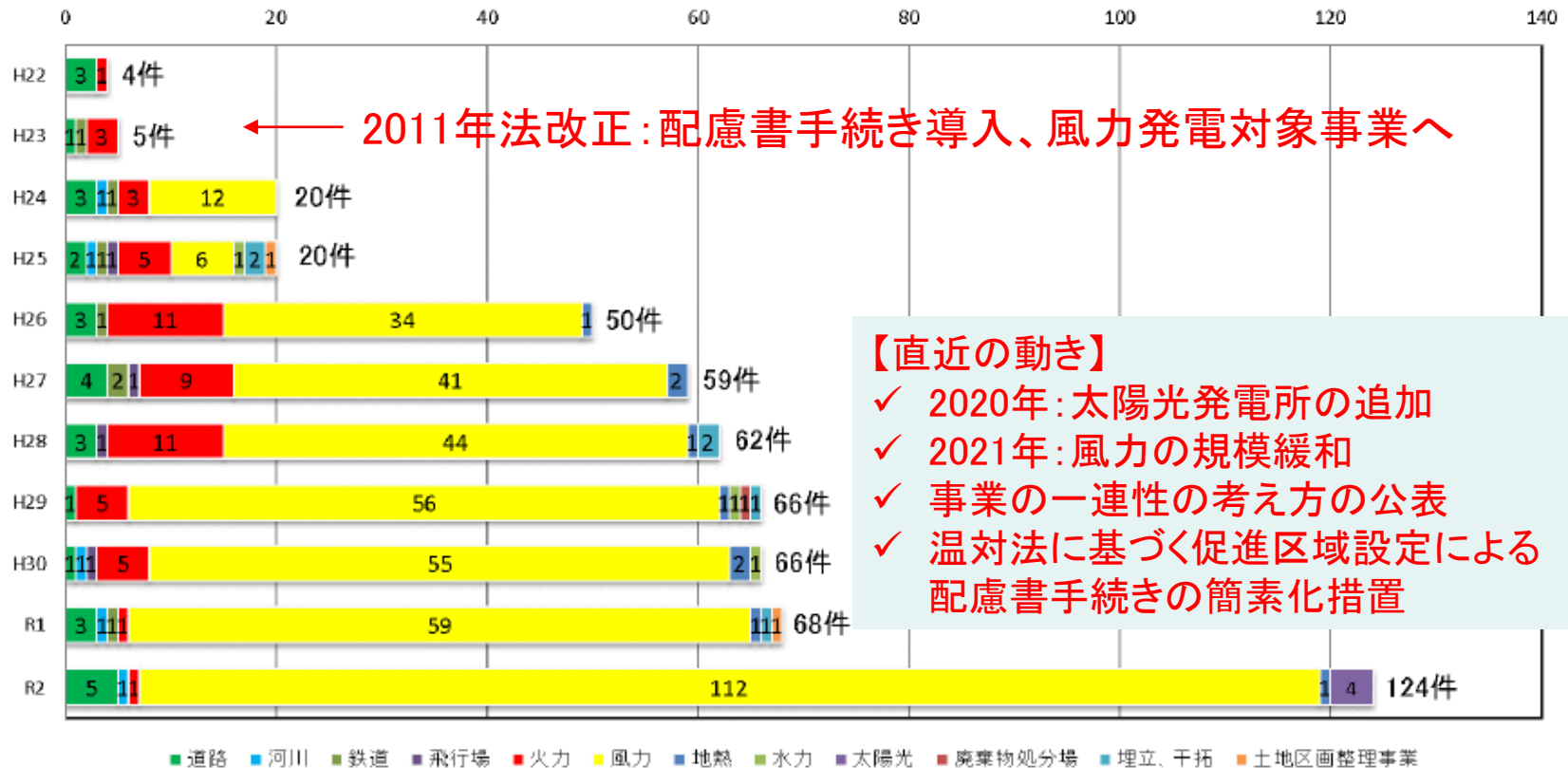
3.1 これまでのアセス法の変遷

2. 環境大臣意見等の提出状況

事業種別の環境大臣意見提出件数の推移



令和2年度は124件の環境大臣意見を提出し、そのうち約9割が風力発電事業



2011年法改正：配慮書手続き導入、風力発電対象事業へ



【直近の動き】

- ✓ 2020年：太陽光発電所の追加
- ✓ 2021年：風力の規模緩和
- ✓ 事業の一連性の考え方の公表
- ✓ 温対法に基づく促進区域設定による配慮書手続きの簡素化措置




令和2年度 配慮書101件 (風力96件、太陽光2件、火力1件、道路2件)
 準備書又は評価書23件 (風力16件、太陽光2件、地熱1件、道路3件、ダム1件)

3.2 これまでのアセスに感じること



(1) 配慮書手続きの導入

- ☐ 戦略的環境アセスメントの考え方を我が国のアセスに取り入れられた。
- ☐ しかしながら、事業実施段階に限りなく近く、欧米ではSEAとは認められていない。

(2) 審査傾向

- ☐ より細かい指摘に向かう傾向あり？
- ☐ 方法書に準じて手続きを進めていても準備書・評価書で別の指摘を受けることも多々あり。
- ☐ 事業実施によるポジティブ効果は評価されにくい。

(3) 脱炭素への取組

- ☐ 再エネ事業と環境保全の両立を目指す取り組みが進んできた。
- ☐ さらなる審査期間短縮化を求める声は大きい。

3.3 アセスの改正に向けて

(1)外部環境の変化

・世界的脱炭素化の動きの活発化

☐再エネ事業だけでなく、水素利用等のグリーンイノベーションが急成長

☐気候変動分野では、今後CCUS等の事業展開も想定される。

・循環経済(サーキュラーエコノミー)の視点

・30by30等の生物多様性に関する世界的動向

・持続可能でレジリエントな地域づくり(地域循環共生圏の発展)

・UAVや環境DNA等によるデータ収集、DX化による解析・予測技術の高度化



これから求められるアセスとは？

3.2 アセスの改正に向けて

(2)中央環境審議会：第五次環境基本計画の見直しの議論より 【脱炭素化・CNに向けた動きに関して】

- ・ 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的なアセスメントの制度的対応の在り方についての検討が開始
 - ☞ 環境への負荷が少ないエリア等への事業誘導、アセス簡略化等が期待される。
 - ☞ 洋上風力発電所のセントラル方式の導入、アセス技術手法のGL検討が開始。
- ・ 温対法改正により、市町村が再エネ導入に係る促進区域を設定することができる仕組みが本年4月から導入
 - ☞ 事業計画立案段階において柔軟に適切な立地選定や事業形態を採用することを可能とするほか、累積的影響など個別の事業で対応することが難しい課題についても、一定の配慮が可能となることが期待される。

出典：中央環境審議会 総合政策部会(第106回)(令和4年11月24日)資料1-3より

3.2 アセス法の改正に向けて

【アセス法改正に向けた期待】

- 個別事業のアセスだけでなく、地域全体の脱炭素化に向けた施策における位置づけ等の包括的な視点での評価
- 事業による地域への効果等のポジティブ評価
- 社会影響の考慮の必要性検討
- 新たな事業への迅速な対応のための枠組み
- 新技術による予測評価手法への対応



【建設コンサルタントへの期待？】

- ✓ 事業者ニーズの把握
- ✓ 環境関連の世界的動向把握
- ✓ 新技術を用いた影響調査、予測評価手法の提案
- ✓ 合意形成ツールとしてのアセスのあり方の検討、提案